

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金 JA 信州諏訪合併 20 周年記念貯金「ありがとう 20 年！」
2. 取扱期間	【上期】令和6年4月1日～令和6年6月28日 【下期】令和6年9月2日～令和6年11月29日
3. 販売対象	・個人
4. 対象資金	・新規預入に限る。既に契約済みの定期貯金からの預替え（増額契約を含む）および口座からの振替契約は除く。但し、契約前3ヶ月以内の振込金を財源とする契約は可能とする。
5. 預入期間	・定型方式…1年 ・預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
6. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入（ATM、ネットバンクによる預入は対象外） ・20万円以上1,000万円未満 ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	・預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・復興特別所得税を含み20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息とともに、払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満の場合 ……解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 … 約定利率×50%

<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または管理部総務課(電話：0 2 6 6 - 5 7 - 8 0 0 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 管理部総務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1） 第一東京弁護士会（電話：0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8） 第二東京弁護士会（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。 ・本貯金商品は以下の取扱要領により実施します。 <p>(1) 景品進呈基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実施期間の契約合計額に応じて下記景品を進呈します。 ① 20 万円以上 50 万円未満：【上期】A コープ上白糖 1 k g 【下期】A コープスパゲッティ 300 g × 2 袋 (以下、上期・下期共通) ② 50 万円以上 100 万円未満：まごころ商品券 500 円分 ③ 100 万円以上 200 万円未満：まごころ商品券 1,000 円分+契約期の A コープ商品 ④ 200 万円以上 300 万円未満：まごころ商品券 2,000 円分+契約期の A コープ商品 ⑤ 300 万円以上 400 万円未満：まごころ商品券 3,000 円分+契約期の A コープ商品

	<p>⑥ 400万円以上 500万円未満：まごころ商品券 4,000円分＋契約期の A コープ商品</p> <p>⑦ 500万円以上：まごころ商品券 5,000円分＋契約期の A コープ商品</p> <p>(2) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上期、下期それぞれで契約ができます。 ・景品進呈契約額は実施期間中の契約者 1 名あたりの契約額合計。 ・期間中の契約額合計が 500 万円以上の場合でも、「まごころ商品券 5,000 円＋契約期の A コープ商品」が景品進呈の上限となる。 ・景品は各期景品引換期間内に、ご契約時にお渡しする「特典引換券」をご持参の上、ご契約された支所、営業所窓口でのお渡しとなります。 <p>【景品引換期間】</p> <p>上期：令和 6 年 7 月 8 日～8 月 30 日</p> <p>下期：令和 6 年 12 月 9 日～令和 7 年 1 月 31 日</p>
--	--

※上記に記載のない事項については、「スーパー定期（単利型）」と同様の取り扱いとなります。

※お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 信州諏訪